

平成27年9月28日開催

新庄市農業委員会第16回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成27年9月）議事録

1. 開催日時 平成27年9月28日（月）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市議会議場

3. 出席委員（20名）

1番	星川	豊	2番	高橋	眞
3番	高橋	和彦	4番	樋口	彦弥
5番	高橋	敏行	6番	海藤	芳正
7番	伊藤	忠男	8番	今田	則雄
9番	畠腹	銀蔵	10番	清水	清秋
11番	小嶋	忠昭	13番	佐藤	喜代志
14番	浅沼	玲子	15番	井上	茂雄
16番	吉野	昭男	17番	星川	勇吉
18番	清水	哲夫	19番	笹	行也
20番	三原	常男	21番	齋藤	謙二

4. 欠席した委員（1名）

12番 柏倉 嘉門

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第66号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 議案第67号 農用地利用集積計画について
- 日程第 6 議案第68号 新庄市農業委員会委員の辞職について
- 日程第 7 報告第33号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第 8 報告第34号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

局 長	眞見 治之	主 査	鏡 彰広
主 事	鈴木 啓太	農地相談員	山田 博

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成27年度新庄市農業委員会第16回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は20名でございます。選挙による委員の出席は16名、欠席通告者は、萩野地区の柏倉嘉門の1名でございます。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第16回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に16番の吉野昭男委員と17番の星川勇吉委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第64号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第64号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から八向地区1番までの5件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案64号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番。8月20日に電話で調査確認しました。親子間での貸し借りで、経営移譲ということですので問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄2番について、20日の日に調査いたしました。事由は詳細のとおり、親子間で経営移譲年金受給のための使用貸借権の設定ということで、問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします

○20番

新庄地区3番について、20日に調査確認しました。事由は詳細のとおり問題ありませんので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○6番

9月18日に双方に確認しました。この土地につきましては、農業法人が耕作をしていた土地ですが、この法人は昨年3月に解散になっていまして、この法人を指揮していた△△さんが、退職するにあたり、この土地を買い受けて農業をするということです。価格についても、少し単価が安いのですが、親戚関係になっていまして、この価格で合意したということですので問題ありませんでした。よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○7番

9月20日に調査した結果、同一世帯の親子関係でありまして、使用貸借件の再設定でありますのでなんら問題はありませんので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第64号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第64号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第65号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いた

します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第65号農地法第5条の規定による許可申請について、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、2件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案第65号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄1番についてご説明いたします。20日の日に現地を調査をいたしました。事由は詳細のとおり、宅地のわきの畑を譲り受け、家庭菜園をすることのことでした。許可相当と判断しましたので、よろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○2番

稲舟地区1番について、報告いたします。9月22日現地調査をいたしました。△△さんの土地が、△△の近くの土地に隣接しておりまして、会社においてそこを資材置場として利用するということでございますので、なんら問題ないと判断いたしまして、許可相当としますのでよろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第65号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第65号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第66号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第66号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1件でございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○8番

議案第66号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番について9月19日に調査確認いたしました。事由は詳細のとおりで問題ありませんので、よろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第66号農地法第18条第6項の規定による通知について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第66号農地法第18条第6項の規定によ

る通知については原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第67号農用地利用集積計画についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第67号農用地利用集積計画について、八向地区1件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいま事務局より説明のあった農用地利用集積計画の賃借権設定1件について、お諮りいたします。議案第67号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第67号農用地利用集積計画については原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第6、議案第68号新庄市農業委員会委員の辞職についてを上程いたします。ここで、清水清秋委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第24条の規定により、退席を求めます。

○議長

暫時休憩をします。

<「清水清秋委員」退場>

○議長

休憩を解いて再開します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第68号、新庄市農業委員会委員の辞職について、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

どうもご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第68号新庄市農業委員会委員の辞職について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第68号新庄市農業委員会委員の辞職については原案のとおり可決決定されました。

ここで、退場委員の入場を認めます。暫時休憩をします。

<「清水清秋委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開します。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第7、報告第33号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第33号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から萩野地区1番までの2件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、2件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第33号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第33号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第8、報告第34号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第34号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、新庄地区1件ございます。議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、1件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第34号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第34号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。これをもちまして、新庄市農業委員会第16回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成27年9月28日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 吉野 昭男

議事録署名委員 星川 勇吉